

【志布志市プレミアム商品券発行事業】取扱要領

志布志市商工会

1. 目的

物価高騰により大きな影響を受けている地域経済の回復と市内での消費喚起を図ることを目的としたプレミアム商品券〔プレミアム率紙：30%、デジタル：40%〕の発行を行う。

2. 実施主体

志布志市商工会

3. 販売方法【事前申込方式】

事前申込期間：令和8年5月1日（金）から令和8年6月5日（金）まで

※紙の商品券、デジタル商品券どちらも同じ期間に申込を受け付けます。

※紙の商品券、デジタル商品券共に、販売額より多くの申し込みがあった場合、6月中旬に抽選を実施し、当選者を決定します。

紙商品券（「当選引換券」を持っている方のみ対象）

引き換え販売期間：令和8年7月24日（金）から令和8年8月31日（月）

●7月24日（金）～7月26日（日） 午前10時から午後4時

※コミュニティーセンター志布志市文化会館にて販売

●7月27日（月）～8月31日（月） 午前10時から午後3時

※志布志市商工会 本所・有明支所・松山支所にて販売（土日祝日を除く）。

デジタル商品券

販売場所：「Pay どん」アプリ内

販売方法：当選者には電子メールで「Pay どん」のシリアルコードを送信します。

4. 商品券使用期限

令和8年12月31日（木）

（次ページもご覧ください）

5. 商品券の使用対象外となるもの

- ①出資、仕入等の事業資金、債務、公共料金（税金、水道、電気、電話料金等）
- ②金、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券・図書カード、プリペイドカード、クオカード、旅行券、切手、印紙、たばこ、宝くじ等の換金性の高いものの購入
- ③現金との換金や金融機関への預け入れ、出資、有価証券等の金融商品や債務に係るもの
- ④処方箋等の保険適用内のもの
- ⑤その他本商品券の発行趣旨にそぐわないもの

6. 取扱店要件

◆志布志市商工会の会員・非会員を問わず志布志市内に店舗を有する商工業者で登録申請してある取扱店。**特設 web サイトからの取扱店登録またはプレミアム商品券取扱店登録申請書の提出**が必要。登録申請については随時行っております。

◆登録に必要な提出書類（紙申請の場合）

- ①「志布志市プレミアム商品券」取扱店登録申請書
- ②「志布志市プレミアム商品券」取扱店登録申請に伴う振込預金口座届出書
- ③ 振込預金通帳の表と見開き 1 ページのコピー

※web サイトから登録される方は上記の申請書等の提出は必要ありません。
サイト内での登録をお願い致します。

7. 発行額・販売内容

【第 1 弾】※令和 8 年 4 月 6 日現在で志布志市に住民登録がある方

(1) 紙商品券：2 億 6 千万円（プレミアム率 30%分含む）

販売額：2 億円

販売単位：1 冊 1 万円で販売（1 万 3 千円の商品券）

※1,000 円券 13 枚綴り【一般店専用 8 枚+大型店・一般店共通 5 枚】計 13 枚

購入上限：1 人 2 冊まで（2 万円）

(2) デジタル商品券：1 億 4 千万円分（プレミアム率 40%分含む）

販売額：1 億円

(デジタル商品券販売単位)

① 5,000 円（一般店専用券：4,500 円+大型店共通券：2,500 円）合計 7,000 円

② 10,000 円（一般店専用券：9,000 円+大型店共通券：5,000 円）合計 14,000 円

③ 20,000 円（一般店専用券：18,000 円+大型店共通券：10,000 円）合計 28,000 円

※10,000 円以上は、1 万円単位での購入になります。

※いずれも 1 人につき上限 20,000 円まで購入可能。

(次ページもご覧ください)

【第2弾】居住地問わずどなたでも（第1弾で購入された市民も購入可）※予定

(1) デジタル商品券：1億3千万円分（プレミアム商品券30%含む）

販売額：1億円

(販売単位)

① 5,000円（一般店専用券：4,000円＋大型店共通券：2,500円）合計6,500円

② 10,000円（一般店専用券：8,000円＋大型店共通券：5,000円）合計13,000円

③ 20,000円（一般店専用券：16,000円＋大型店共通券：10,000円）合計26,000円

※10,000円以上は、1万円単位での購入になります。

※いずれも1人につき上限20,000円まで購入可能。ただし【第2弾】については、Payどん1アカウントにつき上限20,000円までとする。

※ここに記載している大型店とは、大規模小売店舗立地法にて判断し、対象店舗は「サンキュー西志布志店」「ニシムタ志布志店」「コスモス大隅有明店」「コスモス志布志中央店」「コスモス志布志安楽店」「ホームプラザナフコ志布志店」「ケースデンキ志布志店」とする。

※大型店では、大型店・一般商店共通券のみが利用可能。

※大型店以外の小規模店は、両方とも利用可能です。

8. 販売限度額及び販売対象者

1人当たり20,000円（紙商品券の場合2冊、デジタル商品券の場合は20,000円）まで。
紙とデジタルを混ぜた販売は行わない。

令和8年4月6日時点で志布志市に住民登録がある方のみ購入できます。（第2弾を除く。）

9. 換金方法及び換金期限

紙商品券

・志布志市商工会本所及び支所に、使用済み商品券（裏面に店印を押印）と商品券換金請求書を提出下さい。

・商品券の換金請求期限は令和9年1月15日(金)まで。

・換金は、振込みで行います。振込みは、原則として換金請求書提出日の翌日から金融機関の5営業日以内に行います。

・換金請求受付は7月27日(月)から行います。（換金時の振込手数料は商工会が負担）

志布志本所：毎週、月曜・水曜・金曜のみ 9時～16時

有明支所：毎週、火曜のみ 10時～15時

松山支所：毎週、木曜のみ 10時～15時

デジタル商品券

・商品券使用日の金融機関翌営業日に登録された口座へ振込します。

(次ページもご覧ください)

10. その他確認事項（重要） 特に●印のところは十分注意をお願いします。

① 買い物時において、釣銭はできません。（紙商品券の場合）

※デジタル商品券は1円単位で利用できます。

② 商品券の受取りを拒んではいけません。

③ 商品券の交換・譲渡・売買は禁止です。

④ 使用されていない商品券は、換金してはいけません。

⑤ 自店でお客様が使用された商品券を他店で使用することはできません。

●⑥ 取扱店の経営者、家族、従業員が購入し、自店で換金することはできません。

●⑦ 不正な換金があった場合は、換金の返還を求めます。経営者等が購入して、自店で換金した場合も同様です。（商品券のバーコードで照合を行います。）

⑧ 「志布志市プレミアム商品券」取扱店は、お客様に分かる場所に、必ず「取扱店ポスター」を掲示してください。

※ 申請された取扱加盟店には、後日、取扱店ポスター、換金請求書、換金方法などの関係書類を配布いたします。（7月上旬予定）

※ この取扱要領で「志布志市プレミアム商品券発行事業」を実施いたしますが、都合により一部変更になる場合には、その都度、ご連絡いたします。

◆現在「Pay どん」の利用が出来ない、導入を検討している等の場合、サポートスタッフが事業所にお伺いのうえ、ご説明から導入までサポート致します。お気軽にお問い合わせください。

◎ご不明な点やお聞きになりたいことは、商工会本支所まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

◆商品券に関するお問い合わせ（平日8:30~17:00）

志布志市商工会 本 所（☎：472-1108）

有明支所（☎：474-0024）

松山支所（☎：487-2143）

◆Pay どん登録等に関するお問い合わせ（平日9:00~17:00）

Pay どんデジタルサポートプラザ（☎：0120-947-230/フリーダイヤル）